神奈川県監査委員報告21号

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

平成 27 年 7 月 13 日

神奈川県議会議長 土井 りゅうすけ 様

神奈川県監査委員	真	島	審	_
司	髙	岡		香
司	太	田	眞	晴
司	小	Ш	久仁	二子
同	茅	野		誠

### 第1 監査の対象

平成26年12月から定期監査を実施した出先機関のうち、平成27年4月28日までに結果を取りまとめた108箇所(他の出先機関及び本庁機関については、今後、監査結果を取りまとめ次第、この108箇所を含めて報告する予定)

### 第2 監査の実施

### 1 監査実施期間

平成27年1月9日から同年4月28日まで (職員調査は、平成26年12月2日から平成27年3月25日まで実施)

### 2 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要に応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成25年度の財務に関する事務の執行及 び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の対象とした。

### 第3 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が40件認められ、その内訳は不適切事項39件、要改善事項1件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

		指摘事	事項が		内	訳	
局 等	対象箇所数	認められ	1た箇所	不適均	7事項	要改善	等事項
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
	箇所	箇所	件	箇所	件	箇所	件
政 策 局	1	0	0	0	0	0	0
総 務 局	9	2	2	2	2	0	0
安全防災局	3	1	1	1	1	0	0
県 民 局	6	2	2	2	2	0	0
環境農政局	1 2	3	4	3	4	0	0
保健福祉局	1 2	3	6	3	6	0	0
産業労働局	9	1	1	1	1	0	0
県土整備局	1 2	6	13	6	1 2	1	1
企 業 庁	4	0	0	0	0	0	0
教育委員会	3 0	9	1 1	9	1 1	0	0
公安委員会	1 0	0	0	0	0	0	0
計	108	2 7	4 0	2 7	3 9	1	1

- (注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、 改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。
  - ① 法令に違反すると認められる事案
  - ② 予算目的に反していると認められる事案
  - ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
  - ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
  - ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、 是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの
  - 2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置 状況の報告を求める必要があるものをいう。
    - ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
  - ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

### 2 不適切事項

### (1) 項目別件数内訳

不適切事項 39 件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項目	件 数	構 成 率
	件	%
予算執行	2	5. 1
収 入	2	5. 1
支 出	3	7. 7
会計事務処理	0	0
契約	1 1	28. 2
課 税 徴 収	1	2. 6
工事	0	0
補助金	0	0
現金・有価証券	0	0
財産	9	23.1
庶務	1 1	28. 2
計	3 9	100.0

### (2) 特記すべき事案の有無

不適切事項39件のうちに特記すべきものが次のとおり3件ある。

### ア 金額的に特記すべき事案

「過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの」、「支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの」、「収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く)」、「契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの」及び「上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの」については該当がなかったが、「財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの」に当たるものが、次のとおり1件ある。

神奈川県財務規則の規定により、価額が 100 万円以上の物品(重要物品) については、不用決定をする場合には、本庁機関の課長の承認が必要である とされているが、特殊用途自動車1点(台帳価額 8,490,000 円(平成元年取 得価格))について不用決定する際に、本庁機関の課長の承認を受けず、所 長の決裁で決定していた。

(安全防災局 神奈川県総合防災センター p6)

### イ 内容的に特記すべき事案

「予算目的に著しく反しているもの」、「事務処理等が著しく不適切なもの」及び「前回監査の不適切事項について、是正、改善がなされていないもの」については該当がなかったが、「重要な法律・規則(政省令、条例を含む。以下同じ。)違反」で、「同一箇所で同一の法律・規則違反が3件以上あったもの」に当たるものが次のとおり2件ある。

### (7) 財産

足柄上合同庁舎に設置されている活性汚泥法の浄化槽については、浄化槽 法及び環境省関係浄化槽法施行規則に基づき、浄化槽管理者は、週1回以上 の保守点検を実施することを義務付けられているが、事務処理の遅れから保 守点検業務委託の契約締結が10月下旬となったため、平成26年4月から同年 10月までの間保守点検を実施していなかった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所 p9)

### (イ) 庶務

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定められている。また、職員に対し週休日に勤務を命じる場合には、当該週休日に勤務割り振りを行い、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める期間(当該勤務した日の4週間前の日から8週間後の日まで)にある勤務日を週休日に変更する振替などを行うこととされている。

教諭1名が生徒引率等用務で週休日に勤務することとなったが、所要の振替を行わなかったため、同条例に定める1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。

(教育委員会 神奈川県立横浜清陵総合高等学校 p11)

### 3 要改善事項

- (1) **経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案** 該当する事案は認められなかった。
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる 事案

「足柄上合同庁舎警備業務等契約における予定価格積算に関する件」

(県十整備局 神奈川県県西十木事務所 p 9)

足柄上合同庁舎警備業務及び同庁舎第二別館の受付業務委託における予定価格の積算について、改善が必要と認められるものがあった。

同業務において、条件付き一般競争入札により選定を行っているが、入札に 当たっては、国土交通省が実態調査に基づき決定した平成26年度建築保全業務 労務単価等を参考として予定価格を積算しており、平成26年度における落札価 格は11,070,000円であった。

当該積算に当たっては、建築保全業務労務単価の警備員日割単価基礎額等から1時間当たり単価を算出し、これに仮眠時間等を除き警備業務等に従事する時間数を乗じて直接人件費を算定していた。その際、直接人件費の算定における仮眠時間数が、仕様書に定める業務内容から算出される仮眠時間数と一致していなかった。また、建築保全業務労務単価の警備員日割単価基礎は、別途夜勤手当及び宿直手当が支給されることを前提としているにもかかわらず、本件においては夜勤手当及び宿直手当の対象業務について日割単価並びに夜勤手当及び宿直手当が建築保全業務労務単価の意義と異なる内容により積算されていた。

したがって、本件の積算方法は業務内容を適切に反映したものとは認められないため、今後は、より合理的な積算へ改善する必要がある。

### 4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は27箇所であり、また、認められなかった箇所は81箇所で、それぞれの箇所を、その属する局等の別に整理すると次のとおりである。

### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所(27箇所、40件)

### ア 総務局(2筒所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適事項又は要改善事項
神奈川県相模原県	平成27年2月	(不適切事項)
税事務所	5日 (平成26	予算の執行において、行政財産の目的外
	年12月17日職	使用許可に係る使用料の調定に当たり、収
	員調査)	入科目を誤っているものが2件、1,965円
		あった。また、そのうち調定が3月を超え
		て遅れているものが1件、969円あった。
神奈川県平塚県税	平成27年4月	(不適切事項)
事務所	28日(平成27	税務事務において、法人事業税の申告内
	年2月9日職	容の調査等に当たり、二以上の都府県に事
	員調査)	務所等を有して事業を行う法人に係る課税
		標準額の分割基準の誤りを看過し、必要な
		措置を講じていなかったため、1件、
		10,000円が徴収不足であった。

## イ 安全防災局(1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適事項又は要改善事項
神奈川県総合防災	平成27年2月	(不適切事項)
センター	6日(平成27	物品管理事務において、重要物品1点
	年2月5日及	(台帳価額8,490,000円(平成元年取得価
	び同月6日職	格))の不用の決定に当たり、神奈川県財
	員調査)	務規則の規定により本庁機関の課長の承認
		が必要であるにもかかわらず、所長の決裁
		のみにより決定していた。

### ウ 県民局(2箇所、2件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚児童	平成27年2月	(不適切事項)
相談所	13日(平成27	財産管理事務において、行政財産の目的
	年2月12日及	外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設
	び同月13日職	置されているものが1件あった。
	員調査)	
神奈川県厚木児童	平成27年3月	(不適切事項)
相談所	23日(平成27	支出事務において、非常勤職員の報酬の
	年1月16日職	支払に当たり、源泉徴収税額表の適用を誤
	員調査)	り、所得税及び復興特別所得税8件、
		3,838円が徴収不足であった。

### 工 環境農政局(3箇所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県農業技術	平成27年1月	(不適切事項)
センター	28日(平成26	契約事務において、エレベーター2台の
	年12月9日及	保守点検業務委託(契約金額492,480円)
	び同月10日職	について、うち1台が故障により使用でき
	員調査)	ないにもかかわらず、修理しないまま保守
		点検を実施し、当該エレベーター分として
		164, 160円を支払っており、不適切な事務
		処理となっていた。
神奈川県立かなが	平成27年4月	(不適切事項)
わ農業アカデミー	6日(平成27	財産管理事務において、次のとおり誤り
	年1月13日職	があった。
	員調査)	(1) 洗浄施設 (実験用流し台2箇所)
		の設置に当たり、事前に水質汚濁防
		止法に基づく届出を行っていなかっ

		<b>+</b> _
		た。
		(2) 発酵施設(面積147㎡(常用))及
		び乾燥施設( <mark>畜糞乾燥機1箇所)</mark> で
		の作業に当たり、神奈川県生活環境
		の保全等に関する条例に基づく設置
		許可を受けていなかった。
神奈川県畜産技術	平成27年1月	(不適切事項)
センター	26日(平成26	契約事務において、自家用電気工作物精
	年12月16日職	密点検業務委託の契約の締結に当たり、競
	員調査)	争入札を行うべきところ、見積合せを行い
		随意契約(契約金額1,058,400円)により
		契約していた。

# 才 保健福祉局 (3箇所、6件)

	* . *	
監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県厚木保健	平成27年1月	(不適切事項)
福祉事務所	26日(平成26	1 契約事務において、庁用自動車運行管
	年12月9日及	理業務委託の契約(契約金額4,412,880
	び同月10日職	円)の締結に当たり、設計額の積算を誤
	員調査)	り、設計額が16,913円過大のまま契約を
		締結していた。
		2 庶務事務において、次のとおり誤りが
		あった。
		(1) 非常勤職員の雇用に当たり、基本
		報酬額の適用を誤ったため、10件、
		78,870円が支給不足であった。
		(2) 一般管理費で雇用している非常勤
		職員の本人負担分に係る雇用保険料
		について、人材課の雇用保険料とし
		て控除すべきところ、受入所属を誤
		り、厚木保健福祉事務所の雇用保険
		料として控除処理しているものが8
		件、67,332円あった。
神奈川県立平塚看	平成27年1月	(不適切事項)
護専門学校	28日(平成26	物品管理事務において、物品34点(総評
	年12月16日職	価額562,000円)の寄附受入れに当たり、
	員調査)	神奈川県財務規則の規定により本庁機関の
		部長の承認が必要であるにもかかわらず、
		校長の決裁のみにより決定していた。

神奈川県精神保健	平成27年1月	(不適切事項)
福祉センター	21日(平成26	1 予算の執行において、行政財産の目的
	年12月10日及	外使用許可に伴う精神保健福祉センター
	び同月11日職	庁費の立替収入の徴収に当たり、平成26
	員調査)	年度の歳入として整理すべきところ、歳
		入の所属年度を誤り平成25年度の歳入と
		しているものが1件、20,520円あった。
		2 庶務事務において、公務出張に当た
		り、非常勤職員の勤務先から直接出張先
		への経路で算定すべきところ、在勤庁を
		出発地とする経路で算定していた。

## カ 産業労働局(1箇所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立産業技	平成27年3月	(不適切事項)
術短期大学校	24日 (平成27	支出事務において、空調設備等保守点検
	年1月20日職	業務委託(契約金額2,365,200円)におけ
	員調査)	る平成26年9月分の委託料1件(25,920
		円)の支払に当たり、履行確認後3月を超
		えて支払っていた。また、契約で定められ
		た受託者からの作業報告書ではなく、受託
		者が再委託した者からの報告書に基づいて
		履行確認を行っていた。

# キ 県土整備局(6箇所、13件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土	平成27年2月	(不適切事項)
木事務所	4日(平成26	1 財産管理事務において、観音崎公園の
	年12月17日か	占用許可に当たり、占用料の算定を誤っ
	ら同月19日ま	て許可していた。これにより、占用料1
	で職員調査)	件、6,570円を過大に徴収していた。
		2 庶務事務において、公務出張に当た
		り、人事給与システムによる所定の手続
		を行わなかったため、旅費2件、400円
		を支給していなかった。
神奈川県厚木土木	平成27年1月	(不適切事項)
事務所	23日 (平成26	1 収入事務において、行政財産の目的外
	年12月2日か	使用許可に伴う光熱水費等の調定が3月
	ら同月4日ま	を超えて遅れているものが1件、30,866

Į.		
	で職員調査)	円あった。
		2 契約事務において、次のとおり誤りが
		あった。
		(1) 不動産鑑定評価業務の実施に当た
		り、報酬額の算定を誤ったため、1
		件、31,320円が支払不足であった。
		また、内容に不備のある不動産鑑定
		評価書を受理しており、履行確認が
		適正に行われていなかった。
		(2) 庁舎保守管理等業務委託の契約
		(契約金額9,366,840円)の締結に
		当たり、「労働者派遣と請負により
		行われる事業との区分に関する基
		準」(労働省告示)に照らして不適切
		な条項があった。
神奈川県厚木土木	平成27年1月	(不適切事項)
事務所津久井治水	23日 (平成26	庶務事務において、非常勤職員報酬の加
センター	年12月12日及	給の支給に当たり、支給期日を遅延して支
	び同月15日職	給したものが1件、298,680円あった。
	員調査)	
神奈川県厚木土木	平成27年1月	(不適切事項)
事務所東部センタ	23日 (平成26	財産管理事務において、県立公園の駐車
<u> </u>	年12月8日か	場の管理許可に当たり、使用料の算定を誤
	ら同月10日ま	って許可していた。これにより使用料1
	で職員調査)	件、201円が徴収不足であった。
神奈川県県西土木	平成27年3月	(不適切事項)
事務所	19日(平成27	1 財産管理事務において、環境省関係浄
	年2月6日、	化槽法施行規則の定めに基づく活性汚泥
	同月9日及び	方式の浄化槽の保守点検を週1回以上実
	同月10日職員	施すべきところ、平成26年4月から同年
	調査)	10月までの間実施していなかった。
		2 庶務事務において、公務出張に当た
		り、人事給与システムによる所定の手続
		を行わなかったため、旅費1件、200円
		を支給していなかった。また、公用車を
		利用した経路と旅行命令の経路が異なっ
		ているものなどがあった。
		(要改善事項)
		「足柄上合同庁舎警備業務等契約におけ

		る予定価格積算に関する件」(前記3参
		照)
神奈川県横浜川崎	平成27年3月	(不適切事項)
治水事務所川崎治	18日(平成27	1 収入事務において、河川法に基づく土
水センター	年2月16日及	地占用料(212, 260円)に係る延滞金を
	び同月17日職	徴収していないものが2件、3,000円あ
	員調査)	った。
		2 契約事務において、オイルタンク漏洩
		点検及びボイラー総合開放点検業務委託
		(契約金額342,900円) の実施に当た
		り、ボイラー総合開放点検報告書の提出
		を受けていないにもかかわらず、契約金
		額を支払っていた。
		3 庶務事務において、公務出張に当た
		り、人事給与システムによる所定の手続
		を行わなかったため、旅費1件、859円
		を支給していなかった。

# ク 教育委員会(9箇所、11件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	平成27年4月	(不適切事項)
	19日(平成27	契約事務において、神奈川県立図書館貯
	年2月27日職	水槽及び排水槽等清掃業務委託の契約(契
	員調査)	約金額467,640円)に伴う産業廃棄物収
		集・運搬委託契約書及び産業廃棄物処分委
		託契約書(契約単価16.20円/kg)に、廃棄
		物の処理及び清掃に関する法律施行令及び
		施行規則に定める必要な事項を明記してい
		なかった。
神奈川県立近代美	平成27年3月	(不適切事項)
術館	12日(平成27	庶務事務において、公務出張に当たり、
	年3月11日及	人事給与システムによる所定の手続を行わ
	び同月12日職	なかったものが3件あり、そのうち旅費2
	員調査)	件、1,878円を支給していなかった。
神奈川県立歴史博	平成27年3月	(不適切事項)
物館	3日(平成27	契約事務において、神奈川県立歴史博物
	年1月30日職	館燻蒸業務委託(契約金額1,544,400円)
	員調査)	の履行確認に当たり、業務仕様書で定める
		完了届を受領していなかった。また、契約

# 12月4日職 (5,555円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税567円を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給していた。  神奈川県立商工高等学校 年 1 月 8 日職		T	
中奈川県立横浜清   平成27年1月   (不適切事項)   19日(平成26   年12月4日職			
神奈川県立横浜清   平成27年1月   (不適切事項)   19日(平成26 年12月4日職 員調查)   1 支出事務において、講師謝礼金1件 (5,555円)の支払に当たり、所得税及 び復興特別所得税567円を源泉徴収していなかった。   2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。   (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。   (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を 遺大に支給していた。   (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を 遺大に支給していた。   (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を 遺大に支給していた。   (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を 遺大に支給していた。   (不適切事項)   契約金額であるにもかかわらず、契約書の 作成を省略していた。   (不適切事項)   財産管理事務において、教育財産の目的 保証を省略していた。   (不適切事項)   財産管理事務において、教育財産の目的   (不適切事項)   財産管理事務において、教育財産の目的   (不適切事項)   庶務事務において、時間外勤務手当2   (不適切事項)   庶務事務において、時間外勤務手当2   (不適切事項)   庶務事務において、時間外勤務手当2   (不適切事項)   庶務事務において、時間外勤務手当2   (不適切事項)   (不適助事項)   (不可助事可)   (不			
19日(平成26 年12月4日職 日12月4日職 日12月4日職 日12月4日職 日12月4日職 日13月4日職 日13月4日 日13月4日職 日13月4日 日13			円)を徴収していなかった。
# 12月4日職 (5,555円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税567円を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給していた。  神奈川県立商工高等学校 年 1 月 8 日職 高調査) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥磨に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 神奈川県立鶴福高 平成27年4月 (不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清 南高等学校 年 1 月 15 日職 保護・ 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	神奈川県立横浜清	平成27年1月	(不適切事項)
日調査) び復興特別所得税567円を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を適大に支給していた。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給していた。 (不適切事項) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥客防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 (不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 (本適切事項) 原務事務において、時間外勤務手当2件、47,314円を支給していなかった。日前外衛手間を開発するにもいなかった。	陵総合高等学校	19日(平成26	1 支出事務において、講師謝礼金1件
いなかった。 2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給していた。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給していた。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給していた。 (不適切事項)契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 (不適切事項)財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 (不適切事項)庶務事務において、時間外勤務手当2件、47,314円を支給していなかった。員調査)神奈川県立武山養平成27年4月(不適切事項)		年12月4日職	(5,555円) の支払に当たり、所得税及
2 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を透大に支給していた。 (不適切事項) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 (不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職員調査) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 (不適切事項) 原務事務において、時間外勤務手当2件、47,314円を支給していなかった。		員調査)	び復興特別所得税567円を源泉徴収して
あった。 (1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を適大に支給していた。 神奈川県立商工高 平成27年2月 (不適切事項) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約 (契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高 平成27年4月 (不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清 平成27年2月 (不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当2件、47,314円を支給していなかった。 供、47,314円を支給していなかった。			いなかった。
(1) 勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を支給しておらず、12件、40,800円を適大に支給していた。 神奈川県立商工高平成27年2月(不適切事項)契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高平成27年4月(不適切事項)財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清平成27年2月(不適切事項)底務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職作、47,314円を支給していなかった。員調査)			2 庶務事務において、次のとおり誤りが
振替に当たり、振替が可能な期間に 振替を行わなかったため、1週間当 たりの決められた勤務時間を超過し ているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を 支給しておらず、12件、40,800円を 適大に支給していた。 神奈川県立商工高 等学校 25日(平成27 年1月8日職 員調査) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥 落防止工事の契約(契約金額2,000,000 円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の 規定に基づき契約書の作成を省略できない 契約金額であるにもかかわらず、契約書の 作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高 等学校 17日(平成27 年3月11日職 員調査) 財産管理事務において、教育財産の目的 外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清 平成27年2月 (不適切事項) 商高等学校 6日(平成26 年12月15日職 6日(平成26 年12月15日職 中奈川県立武山養 平成27年4月 (不適切事項)			あった。
振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を適大に支給していた。 神奈川県立商工高 平成27年2月 (不適切事項) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥客防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高 平成27年4月 (不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職員調査) 関されているものが1件あった。神奈川県立厚木清南高等学校 年で成27年2月 (不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職員調査) に務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職員調査) (不適切事項)			(1) 勤務を命ずる必要がある週休日の
たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を透大に支給していた。 神奈川県立商工高平成27年2月(不適切事項) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高平成27年4月(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清南高等学校 6日(平成26年2月(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当2件、47,314円を支給していなかった。員調査) 神奈川県立武山養平成27年4月(不適切事項)			振替に当たり、振替が可能な期間に
でいるものが3件あった。 (2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を支給しておらず、12件、40,800円を適大に支給していた。 神奈川県立商工高 平成27年2月 (不適切事項) 等学校 25日(平成27年1月8日職員調査) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥落防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高 平成27年4月 (不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清 平成27年2月 (不適切事項) (不適切事項) 原務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職件、47,314円を支給していなかった。員調査) (不適切事項)			振替を行わなかったため、1週間当
(2) 教員特殊業務手当 2 件、6,800円を 支給しておらず、12件、40,800円を 過大に支給していた。 神奈川県立商工高 等学校 25日(平成27 年1月8日職 員調査) 契約事務において、部室棟外壁部材の剥 落防止工事の契約(契約金額2,000,000 円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の 規定に基づき契約書の作成を省略できない 契約金額であるにもかかわらず、契約書の 作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高 等学校 17日(平成27 年3月11日職 員調査) 財産管理事務において、教育財産の目的 年3月11日職 員調査) 「不適切事項」 対使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清 南高等学校 6日(平成26 年12月15日職 南高等学校 (不適切事項) 6日(平成26 年12月15日職 自調査) 「麻務事務において、時間外勤務手当2 件、47,314円を支給していなかった。 員調査)「不適切事項)			たりの決められた勤務時間を超過し
支給しておらず、12件、40,800円を 過大に支給していた。 神奈川県立商工高   平成27年2月 (不適切事項)   契約事務において、部室棟外壁部材の剥 年1月8日職   関調査)   契約事務において、部室棟外壁部材の剥 落防止工事の契約(契約金額2,000,000円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の 規定に基づき契約書の作成を省略できない 契約金額であるにもかかわらず、契約書の 作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高   平成27年4月 (不適切事項)   財産管理事務において、教育財産の目的 年3月11日職   貴調査)   財産管理事務において、教育財産の目的 年3月11日職   貴調査)   世次27年2月 (不適切事項)   でが1件あった。 神奈川県立厚木清   平成27年2月 (不適切事項)   (不適助事項)   (不適助事項)   (不適助事項)   (不可能力可能力可能力可能力可能力可能力可能力可能力可能力可能力可能力可能力可能力可			ているものが3件あった。
過大に支給していた。   神奈川県立商工高   平成27年2月   (不適切事項)   契約事務において、部室棟外壁部材の剥年1月8日職   落防止工事の契約 (契約金額2,000,000   円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。   神奈川県立鶴嶺高   平成27年4月   (不適切事項)   財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職   外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。   神奈川県立厚木清   平成27年2月   (不適切事項)   電されているものが1件あった。   神奈川県立厚木清   平成27年2月   (不適切事項)   電務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職   件、47,314円を支給していなかった。   員調査)   神奈川県立武山養   平成27年4月   (不適切事項)			(2) 教員特殊業務手当2件、6,800円を
# 奈川県立商工高 平成27年2月 (不適切事項) 25日(平成27 契約事務において、部室棟外壁部材の剥			支給しておらず、12件、40,800円を
等学校 25日(平成27 契約事務において、部室棟外壁部材の剥 有 1 月 8 日職 落防止工事の契約(契約金額2,000,000 円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高 平成27年4月 (不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。 で 第一年3月15日職件、47,314円を支給していなかった。 自調査) に 務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職件、47,314円を支給していなかった。 自調査) に 不適切事項) に 不適切事項) に 不適切事項) で (不適切事項)			過大に支給していた。
# 1 月 8 日職   落防止工事の契約 (契約金額2,000,000   円) の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。  神奈川県立鶴嶺高   平成27年4月 (不適切事項)   財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職員調査)   関されているものが1件あった。  神奈川県立厚木清   平成27年2月 (不適切事項)   (不適切事項)   (不適切事項)   (不適切事項)   (不適切事項)   (年12月15日職日本7年2月日本7年4月年、15日職日本7年4月年、15日職日本7年4月年、15日職日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年4月年、15日本7年15日本7年15日本7年4月年、15日本7年1	神奈川県立商工高	平成27年2月	(不適切事項)
日調査)円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書の作成を省略できない契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。神奈川県立鶴嶺高平成27年4月 (不適切事項)(不適切事項)等学校17日(平成27 (平成27 (財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。神奈川県立厚木清平成27年2月 (不適切事項)(不適切事項)南高等学校6日(平成26 年12月15日職員調査)庶務事務において、時間外勤務手当2 (件、47,314円を支給していなかった。員調査)神奈川県立武山養平成27年4月(不適切事項)	等学校	25日 (平成27	契約事務において、部室棟外壁部材の剥
規定に基づき契約書の作成を省略できない 契約金額であるにもかかわらず、契約書の 作成を省略していた。 神奈川県立鶴嶺高 平成27年4月 (不適切事項) 等学校 17日 (平成27 財産管理事務において、教育財産の目的 年3月11日職 貴調査) 置されているものが1件あった。 神奈川県立厚木清 平成27年2月 (不適切事項) 南高等学校 6日 (平成26 庶務事務において、時間外勤務手当2 年12月15日職 貴調査) 件、47,314円を支給していなかった。 員調査) 神奈川県立武山養 平成27年4月 (不適切事項)		年1月8日職	落防止工事の契約(契約金額2,000,000
契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。   神奈川県立鶴嶺高   平成27年4月   (不適切事項)   財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職   貴調査)     大田   大田   大田   大田   大田   大田   大田		員調査)	円)の締結に当たり、神奈川県財務規則の
神奈川県立鶴嶺高 等学校平成27年4月 17日(平成27 日(平成27) 財産管理事務において、教育財産の目的 外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。神奈川県立厚木清 南高等学校平成27年2月 6日(平成26) 年12月15日職件、47,314円を支給していなかった。 員調査)神奈川県立武山養 神奈川県立武山養平成27年4月 (不適切事項)			規定に基づき契約書の作成を省略できない
神奈川県立鶴嶺高平成27年4月(不適切事項)等学校17日(平成27 財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職員調査)財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。神奈川県立厚木清 平成27年2月 (不適切事項)(不適切事項)南高等学校6日(平成26 庶務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職件、47,314円を支給していなかった。員調査)神奈川県立武山養 平成27年4月 (不適切事項)			契約金額であるにもかかわらず、契約書の
等学校17日(平成27)財産管理事務において、教育財産の目的年3月11日職 外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。神奈川県立厚木清 平成27年2月 (不適切事項)で成26年2月 (不適切事項)南高等学校6日(平成26年2月 (不適切事項)年12月15日職 件、47,314円を支給していなかった。員調査)件、47,314円を支給していなかった。神奈川県立武山養 平成27年4月 (不適切事項)			作成を省略していた。
年3月11日職 員調査)外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設置されているものが1件あった。神奈川県立厚木清 南高等学校平成27年2月 6日(平成26 年12月15日職件、47,314円を支給していなかった。 員調査)広務事務において、時間外勤務手当2年12月15日職件、47,314円を支給していなかった。神奈川県立武山養 神奈川県立武山養平成27年4月 (不適切事項)	神奈川県立鶴嶺高	平成27年4月	(不適切事項)
員調査)置されているものが1件あった。神奈川県立厚木清 南高等学校平成27年2月 6日(平成26 年12月15日職 供、47,314円を支給していなかった。 員調査)庶務事務において、時間外勤務手当2 件、47,314円を支給していなかった。 員調査)	等学校	17日(平成27	財産管理事務において、教育財産の目的
神奈川県立厚木清 南高等学校平成27年2月 6日(平成26 年12月15日職 貞調査)(不適切事項) 庶務事務において、時間外勤務手当2 件、47,314円を支給していなかった。 貞調査)神奈川県立武山養 中奈川県立武山養平成27年4月 (不適切事項)		年3月11日職	外使用許可の手続を行わずに、防犯灯が設
南高等学校6日(平成26 年12月15日職 員調査)庶務事務において、時間外勤務手当2 件、47,314円を支給していなかった。 員調査)神奈川県立武山養 平成27年4月 (不適切事項)(不適切事項)		員調査)	置されているものが1件あった。
年12月15日職 件、47,314円を支給していなかった。 員調査)件、47,314円を支給していなかった。 員調査)神奈川県立武山養 平成27年4月 (不適切事項)	神奈川県立厚木清	平成27年2月	(不適切事項)
員調査)       神奈川県立武山養     平成27年4月     (不適切事項)	南高等学校	6日(平成26	庶務事務において、時間外勤務手当2
神奈川県立武山養 平成27年4月 (不適切事項)		年12月15日職	件、47,314円を支給していなかった。
		員調査)	
護学校 8日(平成27 契約事務において、冷房機の賃貸借契約	神奈川県立武山養	平成27年4月	(不適切事項)
	護学校	8日(平成27	契約事務において、冷房機の賃貸借契約
年2月27日職 (契約金額13,482円) の締結に当たり、長		年2月27日職	(契約金額13,482円)の締結に当たり、長
員調査) 期継続契約の対象とならないにもかかわら		員調査)	期継続契約の対象とならないにもかかわら
ず、年度を超えて契約を締結していた。			ず、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立相模原 平成27年1月 (不適切事項)	神玄川県立相榵頂	平成27年1月	(不適切事項)

中央支援学校	13日(平成26	契約事務において、空調設備保守管理業
	年12月2日職	務委託(契約金額47,952,000円)の実施に
	員調査)	当たり、同契約に基づく業務従事者に係る
		提出書類を受託者から受領しておらず、履
		行確認が不十分であるなど事務処理が不適
		切であった。

### (2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所(81箇所)

### ア 政策局(1箇所)

神奈川県統計センター

### イ 総務局(7箇所)

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所

### ウ 安全防災局(2筒所)

神奈川県温泉地学研究所、神奈川県消防学校

### 工 県民局(4箇所)

神奈川県立国際言語文化アカデミア、神奈川県中央児童相談所、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所

#### 才 環境農政局(9箇所)

神奈川県環境科学センター、神奈川県東部漁港事務所、神奈川県横浜川崎地 区農政事務所、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技 術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務 所、神奈川県立フラワーセンター大船植物園、神奈川県県央家畜保健衛生 所、神奈川県湘南家畜保健衛生所

#### 力 保健福祉局(9箇所)

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県立煤ケ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県立よこはま看護専門学校、神奈川県立ひばりが丘学園、神奈川県立さがみ緑風園、神奈川県食肉衛生検査所、神奈川県動物保護センター

### キ 産業労働局(8箇所)

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘 南支所、神奈川県障害者就労相談センター、神奈川県立東部総合職業技術 校、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校

### ク 県土整備局(6箇所)

神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県広域幹線道路事務所(平成27年3月31日廃止)

### ケ 企業庁(4箇所)

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁茅ケ崎水道営業所、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

### コ 教育委員会(21 箇所)

神奈川県教育委員会教育局横浜給与事務所、神奈川県立総合教育センター、神奈川県立生命の星・地球博物館、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立秦野曽屋高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立保土ケ谷養護学校、神奈川県立みどり養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立茅ケ崎養護学校

### サ 公安委員会(10箇所)

神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県茅ケ崎警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県座間警察署